

議案第 13 号

多可町町道の構造の技術的基準に関する条例の全部を改正する条例の制定について

多可町町道の構造の技術的基準に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町町道の構造の技術的基準等を定める条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町町道の構造の技術的基準に関する条例（平成 25 年多可町条例第 18 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）

第 30 条第 3 項及び第 45 条第 3 項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「移動等円滑化法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、多可町が管理する道路（以下「町道」という。）の構造の一般的技術的基準等を定めるものとする。

（町道の構造の技術的基準）

第 2 条 法第 30 条第 3 項に規定する条例で定める町道の構造の技術的基準は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。）で定める基準をもって、その基準とする。

（町道に設ける道路標識の寸法）

第 3 条 法第 45 条第 3 項に規定する条例で定める町道に設ける道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号）別表第 2 備考 1 の（2）の 1 から 8 まで、（5）の 1 から 7 まで並びに 8 の（1）及び（2）並びに備考 2 の（2）に定める寸法（町道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）に係る寸法に限る。）とする。

（町道移動等円滑化基準）

第 4 条 移動等円滑化法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める町道の構造の基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号。以下「省令」という。）で定める基準（福祉のまちづくり条例（平成 4 年兵庫県条例第 37 号）第 13 条第 1 項に規定する特定施設整備基準（以下「特定施設整備基準」という。）が省令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準）をもって、その基準とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(多可町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の廃止)
- 2 多可町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例（平成 25 年多可町条例第 19 号）は、廃止する。
(多可町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の廃止)
- 3 多可町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例（平成 25 年多可町条例第 21 号）は、廃止する。